

部活動に係る活動方針

いわき市立勿来第二中学校

- 1 県の「運動部活動の在り方に関する方針」及び市の「いわき市立小中学校部活動運営方針」を遵守する。
- 2 各部顧問が各部活動の年間活動計画を作成し、生徒が見通しを持って活動できるようにする。
- 3 いわき市の学校教育の基本目標である「次代のいわきを担う、『生きる力』を身に付けた子供の育成」を目指すと共に、本校の教育目標を具現化するために、県、市の方針を踏まえ、本校の基本方針のもと、計画的に実施する。
- 4 生徒の自主的、自発的な活動となるよう生徒の多様なニーズや意見を把握し、生徒一人一人が意欲的に取り組める運営を目指す。
- 5 「勿来第二中学校 部活動規定」を定め、それに基づいて活動することを原則とする。
- 6 各部ごと「保護者会」を組織することができる。活動や運営等の費用の徴収については保護者会に一任する。
- 7 活動は顧問教師の指導・監督のもとに行うことを原則とする。教師の繁忙や各種会議・会合、その他都合により顧問教師がつかない場合は活動しない。ただし、各活動エリアにより最低一人の教師がついている場合はこの限りでない。
- 8 週休日に活動する場合は、事前と事後に「休日の部活動計画」に活動時間、場所等の記入をおこなう。また、手当等の支給に関わる事務手続きは顧問教師個々に行う。
*中体連の大会は必ず引率計画を事務に提出すること。

部活動規定

1 目的

- (1) 同好の者が集い諸活動を通じて、技術の向上や精神力の高揚体力の増強を図り、相互扶助の精神を養成する。
- (2) 対外試合等を通じて、他校生との友愛と親睦を深め、併せてスポーツマンシップの養成を図る。
- (3) 満足感、充実感の充足を図り、自信と勇気を身につける。
- (4) ゲームや練習を通じて、いたわりや謙譲の心を身につけ、望ましい社会生活が高まるような素地を養成する。

2 方針

- (1) 県の「運動部活動の在り方に関する方針」及び市の「いわき市立小中学校部活動運営方針」に則り、部活動を運営する。
- (2) 活動に要する経費は、学校予算、体育後援会、生徒会、保護者会費等の各予算より支給する。

3 活動時間の設定

- (1) 平日における活動時間は、2時間を上限とする。
- (2) 週休日（土・日）や祝日、長期休業日における活動時間は、3時間を上限とする。
- (3) 朝の練習は、限られた期間等の特設部のみ、校長が必要と認めた期間と活動時間の中で実施する。（7時40分には活動を終了し、7時45分には教室に入室し制服に着替え、7時55分からのセルフコントロールに間に合うようにする。）
- (4) 平日の大会あるいは週休日等の大会等及び練習試合は、上記活動時間の設定とは別に計画してよい。ただし、生徒の健康・安全を第一に考え、十分な休養（振替の休養日を含む）を設けること。
- (5) 上記の活動時間には、準備や後片付けの時間は含めない。
- (6) 月別の平日の活動時間は以下の通りとする。
3月～11月：16:15～18:15/18:30 完全下校
12月～2月：16:15～17:45/18:00 完全下校

4 休養日の設定

- (1) 毎週水曜日は全部活動で一斉の休養日とする。また、週休日（土曜日・日曜日）については、各部活動毎の計画に従い、週休日のどちらかを休養日とする。
- (2) 次の期間は、全市一斉の休養日となるので、活動を行わない。
 - ・夏季休業中の学校閉庁日
 - ・年末年始（12月28日～1月3日）

- (3) 週休日（土曜日・日曜日）の2日間にわたって大会やコンクール等のために活動した場合は、週休日（土曜日・日曜日）分の休養日を他の週休日または祝日に振り替える。
- (4) 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。
- (5) 日曜日に大会がある場合、前日の土曜日に活動することは可能であるが、前日の活動時間は3時間とする。
- (6) 土曜日、日曜日に2日間にわたって活動できるのは、大会やコンクール等の場合のみとする。2日間にわたって練習や練習試合を実施することはできない。大会前であっても同様とする。
- (7) 土曜日、日曜日に活動しない場合であっても、平日に1日以上休養日を設ける。
- (8) 金曜日または月曜日が祝日で3連休となったときは、土曜日と日曜日に部活動を実施し、金曜日または月曜日の祝日を休養日とした方が生徒や教職員にとって有益と判断される場合は、土曜日と日曜日の2日間にわたり活動できる。
- (9) 定期考査がある場合は、試験日の2日前から部活動は原則休みとする。

5 設置する部、顧問及び活動場所（平日に一斉に活動する場合）

部活名	場所	顧問
野 球	校 庭	河野 深瀬
卓 球	体育館	神村 長津 外部コーチ（原田）
女子バレーボール部	体育館	小野 堀内
特設駅伝	校 庭	長津 河野 小泉
特設陸上競技部	校 庭	河野 長津 小泉

6 新入生の入部までの手順

- ・ 4月2、3週目 見学及び体験入部 4月12日（金）まで
※ただし、1年生の活動時間については17時30分までとする。
- ・ 4月15日（月） 部活動参加届を担当が回収。担任から各顧問へ提出する。この日より正式入部とするが未提出者は別とする。
※ただし、1年生の活動時間については4月19日（金）までは17時30分までとする。また、各部活動で部会を行い、練習計画（場所や時間）などの確認をする。大会の日程等の確認、部活動への取り組み方など、指導を顧問は必ず行うこと。

7 転・退部について

原則として3年間は同じ部活で活動することが望ましい。やむを得ない場合は、学級担任を中心に顧問、保護者と十分に話し合い、指導助言、納得させてから退部・転部させる。その際、指定の「退部届」用紙に記入し、顧問教師へ提出させること。

※ 原則として3年生の転部、入部は認めない。

8 その他

- (1) 持ち物は練習場所に持参し、部室等を利用して管理する。また、更衣もその場で行うか外で行う部活動の女子生徒は校舎内の学年トイレを利用する。
- (2) 部室等の整理整頓、活動場所・用具の安全点検・整備をしっかりとる。
- (3) 活動の服装は、原則として学校のジャージを着用する。それ以外を使用する時は顧問が指示をする。また、防寒着等については、各部に任せる。
- (4) 下校時は不審者の対応のため複数で帰宅する。また、寄り道や買い食いをしない。迎いの車の待ち合わせ場所などでの事故に気をつける等の指導を行うこと。
- (5) 放課後は勝手に校舎に入らないこと。必要があるときは教師、又は職員室にいる教師に断ってから校舎に入るようにする。
- (6) 担任、学年の申し出により引退した3年生に活動をさせたい場合（入試のための準備等）には、保護者の願いにより校長の許可を得て行う。
- (7) 卒業生の活動については、顧問及び校長の許可を得て、顧問がいるときのみ在校生の迷惑にならないように行わせる。
- (8) 長期休業中の部活動については、「3、活動時間の設定」及び、「4、休養日の設定」に準じ、「休業中の部活規定」に従う。練習の開始前と終了後には必ず日直の先生に報告する。
- (9) 部活動休養日や部活動終了時間以降に時間を延長して部活動を行う場合は、部活動練習許可願を校長に提出し許可を得る。教頭、部活動主任にもその旨を報告する。

休業中の部活規定

- 1 期 日 夏休み、冬休み、春休み、休日
- 2 時 間 <原則>午前 9：00～12：00
午後 1：00～ 4：00
*原則として終日の活動は、練習試合以外は行わない。
- 3 練習開始、終了の報告
部長が日直の先生に報告する。(部活名、場所、人数)
- 4 顧問教師は原則として活動場所にいること。また、活動場所の管理点検をすること。
- 5 服 装 登下校時：学校ジャージ、ユニフォーム（私服は禁止）
活動時：学校ジャージ、ユニフォーム等
*部活動で揃えたTシャツ等は、活動時のみとする。
*防寒着については顧問の指示を受ける。
- 6 校舎への出入り
 - ・校舎を使用する部以外は立ち入らないこと。
 - ・必要な場合は日直、顧問の指示を受ける。
- 7 練習中止の場合
 - ・顧問が責任を持って生徒に連絡する。
 - ・顧問が日直に連絡する。
- 8 下校時
 - ・練習後は、寄り道、買い食いをせずに真っ直ぐ帰宅する。
- 9 荷物等の管理
 - ・活動場所において、問題の起こらないように管理すること。
 - ・外の部が校舎内で活動する場合には、部活動ごとに1カ所に荷物を置いて管理する。
- 10 その他
 - ・練習量を考え、休息を取り入れながら、健康面での配慮をして事故のないように練習計画を立てること。
 - ・練習試合等のゴミは、部活で責任を持って始末すること。
 - ・トイレ等の使用は丁寧なすること。